

# 群馬東部水道企業団みどり支所自動販売機設置仕様書

令和6年5月31日  
群馬東部水道企業団総務課

## 1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
- ③清涼飲料水自動販売機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- ④所在市町村の市町村税、法人税及び消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦国及び地方公共団体の指名停止を受けていない者であること

## 2 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定及び群馬東部水道企業団自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可取扱要綱に基づき、自動販売機設置許可（以下「設置許可」という。）を受けて使用します。

## 3 設置場所・面積・台数

- ①設置場所 みどり市笠懸町鹿288番地1 群馬東部水道企業団みどり支所
- ②設置面積 1.5㎡
- ③設置台数 1台

※群馬東部水道企業団みどり支所設置位置図を参照してください。

## 4 想定利用人数

みどり支所勤務職員数25人及び施設利用者

## 5 設置期間（許可期間）

令和6年8月1日から令和9年3月31日まで

## 6 販売商品の種類など

- ①種類 5種類以上の清涼飲料水（カップ飲料及び紙容器飲料を除く。）
- ②価格 市販価格（定価）を超えない価格とします。

## 7 設置料金

### (1) 月額使用料など

自動販売機1台当たりの月額の使用料などは、次の①から③の合計額とします。

#### ①自動販売機使用料

- ・令和6年度（令和7年3月31日まで） 月額1,000円
- ・令和7年度以降（令和9年3月31日まで）
  - A 前年度の売上額が50万円未満の場合 月額1,000円
  - B 前年度の売上額が50万円以上の場合 月額2,000円

※令和7年度の前年度の売上額は自動販売機の設置日から令和7年3月31日で算定する。また、令和8年度は令和7年4月1日から令和8年3月31日で算定します。

#### ②売上額使用料

1月当たりの自動販売機の売上額に、10分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）

#### ③電気の経費

- ・使用電力計測用の子メーターが設置されている場合  
施設全体の電気使用料（基本料含む）×当該月の子メーターの電力使用量／当該月の施設全体の電力使用量（1円未満の端数は切り捨て）
- ・使用電力計測用の子メーターが設置されていない場合  
月額10,000円

### (2) 設置料金の納付方法

設置料金は、企業団が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入してください。

### (3) 月次報告

自動販売機の設置者は、次の事項を翌月の15日までに報告してください。

- ①売り上げの数量、金額、売上額の設置使用料
- ②消費電力量
- ③その他必要と認める事項

## 8 設置基準など

- ①自動販売機には、販売し管理する会社名または管理者名を明記すること。
- ②自動販売機の機種は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号））に基づき、経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良いものであること。
- ③災害時に飲料提供が可能な機能があること。
- ④自動販売機の設置にあたり、安全に配慮した転倒防止措置を講ずるとともに、防犯対

策などを施し、犯罪の防止に努めること。また、転倒防止措置として下部にプレートを設置する場合、全面から突出しないようにすること。

- ⑤自動販売機の設置などに必要な資材は、設置者が用意すること。
- ⑥設置者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充、自動販売機内部や外部、設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ⑦設置者は、空き缶などの回収箱を設置し、定期的にこれらの回収を行い、周辺環境の美化に努め、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

## 9 応募申込手続

設置希望者は、別に定める抽選参加希望申請書に必要事項を記入・押印のうえ、関係書類を添えて、下記の受付期間内に特定記録郵便にて郵送してください。

※郵送に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

※直接持参されても構いません。

### ①受付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月28日（金）まで（郵送の場合、必着）

### ②送付先

〒373-0853 太田市浜町11番28号

群馬東部水道企業団 総務課

※直接持参される場合は、群馬東部水道企業団総務課まで持参してください。

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日の受付は行いません。）

### ③応募申込方法

抽選参加希望申請書及び次の添付書類を、上記送付先に特定記録郵便による郵送又は持参してください。

#### （1）添付書類

ア 法人の場合：所在証明書

個人の場合：住民票

※ともに、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

イ 住所地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書（非課税の場合は非課税証明書）

※提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

#### （2）抽選参加希望申請書の受付完了

抽選参加希望申請受付後、群馬東部水道企業団総務課から電話連絡します。

## 10 申請書の審査及び設置事業者の決定

設置事業者決定日

令和6年7月10日（水）

## (1) 注意事項

- ①設置希望者が1者のときは、当該1者に決定します。
- ②抽選参加希望者が2者以上あるときは、参加希望者に出席を求め、くじにより設置事業者を決定するものとします。
- ③くじを行う参加希望者が、諸般の事情により、企業団が指定する日時及び場所に来られないときは、代理人をしてくじを行うことができるものとします。
- ④代理人をしてくじを行うときは、別に定める委任状を持参していただきます。
- ⑤くじを行う参加希望者が、諸般の事情により、代理人も含め、企業団が指定する日時及び場所に来られないときは、これに代えて、当該公募事務に関係のない企業団職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

## (2) 結果通知

設置事業者が決定した場合は、速やかに参加希望者に連絡します。また、設置事業者決定通知書を送付します。

## 11 使用許可申請の手続

使用許可の手続は、企業団総務課との間で令和6年7月17日（水）を自動販売機設置許可申請書の申請期限とし、令和6年7月24日（水）までに自動販売機設置許可通知書を通知します。

なお、設置許可は応募申込書に記載された名義で行います。

## 12 その他

- ①自動販売機の設置には、本仕様書のほか、群馬東部水道企業団自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可取扱要綱、その他関係法令を遵守すること。
- ②設置者は、企業団の承認を得ないで自動販売機の設置許可の権利を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、または使用目的を変更しないこと。
- ③契約の解除などにより自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して企業団の確認を受けること。
- ④企業団の責に帰することが明らかな場合を除き、企業団はその責を負わない。